

## 子ども・子育て支援事業計画の組み立ての検討

### 1 基本的な考え方

- (1) 国の示した基本指針に基づき、必須記載事項と任意記載事項（一部）により構成する。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する部分はわかりやすく記載するため、現行計画の次世代育成行動計画とは別の章立てを行う。
- (3) 次世代育成行動計画の内容と重複する部分は、できるだけ簡素化して記載する。

### 2 子ども・子育て支援事業計画の構成案

項目	内容
① 幼児期における学校教育・保育の推進【必須】	◆教育・保育提供区域の設定 ◆教育・保育の量の見込みと確保の方策
② 地域における子ども・子育て支援の推進【必須】	◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策（区域設定も含む）
③ 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保【必須】	◆認定こども園の普及 ◆教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性和その方策 ◆教育・保育施設や地域型保育事業、小学校との連携
④ 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保【任意】	◆次世代育成行動計画の中で該当する部分を記載（内容が重複するため事業名等を記載）
⑤ 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携【任意】	◆次世代育成行動計画の中で該当する部分を記載（内容が重複するため事業名等を記載）
⑥ 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携【任意】	◆次世代育成行動計画の中で該当する部分を記載（内容が重複するため事業名等を記載）